

令和元年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年9月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊟ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
㊟ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 岩木 保徳	○ 萩原 健詞	○ 紙本 政信
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 百枝 純治	○ 村田 勝美	○ 立山 義典
○ 早坂 勇	○ 松尾 和広	○ 川下 實
○ 吉田 政明	○ 北川 廣海	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
1 番 伊 藤 薫	2 番 吉 永 守	

事務局長

皆様、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
います。

さて、先月8月27日から29日に発生した九州北部豪雨では29日までの72時間雨量で512ミリメートルという記録的な大雨に見舞われ、今福の浜ノ脇地区では住宅の損壊により避難生活を余儀なくされるとともに道路が崩壊し、地区住民が一時孤立するなど住民生活に大きな支障を及ぼす被害が発生しております。また、不老山山腹においては、地滑りが発生しその拡大が懸念されたことから、下高野地区、上高野地区にお避難指示発令されました。なお、現在は危険性が高い区間が一部に限定されております。現在のところ、今回の大雨による主な被害は道路10か所、河川5か所、農地24か所及び農業用施設13か所でその被害額は約22億円となっているとございます。

また、22日の台風17号では、雨の被害は少なかったものの、風台風で、市内の普通期の水稻が倒伏しており、稲刈りに支障が出るような状態です。暑さ寒さも彼岸までと申しますが、朝夕は冷えるものの、日中はまだまだ暑い日が続いております。委員の皆様も、大変厳しい農作業になるかと思っておりますが、事故や体調に気をつけながら作業に当たっていただきたいと思っております。

また、毎年実施しております農地パトロールにつきましては、残すところ10月2日（水曜日）の鷹島地区と、10月4日（金曜日）の福島地区のみとなっております。夏場の暑い中、ご協力いただきありがとうございます。また鷹島地区と福島地区の委員の皆様におかれましてはよろしくお願いたします。今のところ、特別にA分類の耕作放棄地が増加したなどということはありませんが、耕作可能な農地の適正な利用と耕作不可能な遊休農地の非農地化を進めてまいりたいと考えております。

なお、本日はその他の事項の際に、農業者年金の加入推進の状況確認をしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、総会終了後には「農業委員会だより」の編集委員会を開催する予定としておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、9月の総会に入りたいと思っております。

会長

皆様、こんにちは。本日は、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。豪雨に続きまして台風がきまして、皆様の普通期水稻も倒伏しているのではないかと思います。松浦全体でも10ヘクタールほど倒伏水田が出ているということをございます。かなりの被害でございます。今後、ウンカの被害等も出てきますので、病害虫の防除をしっかりとっていただきたいと思っております。

さて、農業委員会に課せられた課題というものをこの前からお話ししましたし、また、県北地区の研修会が先月行われ多くの皆様に出席いただき、今の一番の課題は「人・農地プラン」でございました。当委員会もそれに向けて、まずは、アンケート調査を行っているわけでございます。回収を9月13日までとしておりまして、現在は、その回収に向けた手続きを行っているところでございます。農業嘱託員の皆様へ回収のお願いをしまして、

再度回っていただいて、それでも回収できなかった分につきましては、農業委員さん、推進委員さんに回収をお願いすることも出てくるかと思しますので、その時は、ご協力をよろしくお願いいたします。前回 26 年度に行った時には、回収率が 80 数パーセントでございましたけれども、今回、できれば 90 パーセント近くまでは回収を行いたいと思っております。非常に厳しいところもありますが、できるだけ回収をして今後の実質化に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。一応、今年度中に回収をし、来年度からは、集落に入って実質化に向けた取り組みを行っていくというのが大きな仕事になってまいります。回収後の入力作業が終わりますと、皆様方には集落ごとに、5 年後 10 年後の集落をどのように維持していくのかという話し合いをしていただくことになりまして、その集落でのリーダーとして農業委員、推進委員は動いていくということになっておりますので、皆様方も、地区の課題に向き合って活動をしていただきたいと思います。

議事に入ります前に、本日の欠席委員を報告いたします。12 番 梶山委員、16 番 藤川委員です。推進委員では、松永委員が欠席されています。

それでは、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。1 番 伊藤委員、2 番 吉永委員 よろしく願いいたします。

まず、各種報告から入らせていただきます。

事務局 総会資料の 1 ページをご覧ください。各種報告に入らせていただきます。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	貸人氏名	借人氏名	発電用施設用地	353 m <sup>2</sup>	R1.9.13 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	4,941 m <sup>2</sup>	R1.9.18 進達

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

第3条	申請事由	件数	面積		積計
			田	畑	
	経営規模拡大	1	1,403 m <sup>2</sup>		1,403 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第4条	農業用倉庫及び飼料(WCSロール)置き場	1		1,095 m <sup>2</sup>	1,095 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	介護施設用地	1		1,252 m <sup>2</sup>	1,252 m <sup>2</sup>
	発電用施設用地	1		2,613 m <sup>2</sup>	2,613 m <sup>2</sup>
計		2		3,865 m <sup>2</sup>	3,865 m <sup>2</sup>

#### 農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		4	4,922 m <sup>2</sup>	1,282 m <sup>2</sup>	6,204 m <sup>2</sup>
	賃借権	4	4,922 m <sup>2</sup>	1,282 m <sup>2</sup>	6,204 m <sup>2</sup>
	使用貸借				
計		4	4,922 m <sup>2</sup>	1,282 m <sup>2</sup>	6,204 m <sup>2</sup>

#### 意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		2	2,788 m <sup>2</sup>		2,788 m <sup>2</sup>

#### 承認関係

内 容		筆数	面		積
			田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について		3	525 m <sup>2</sup>	917 m <sup>2</sup>	1,442 m <sup>2</sup>

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。事件番号 1 番について、ご説明いたします。申請事由は、譲受人が経営規模拡大を行うために譲渡人から譲り受けるものであります。

売買する農地は、今福町浦免の田 2 筆 1,403 平方メートルであります。西九州自動車道今福インターのすぐ南側で整備された良好な土地であります。譲受人世帯の経営状況は、記載のとおりです。当該案件は、譲渡人が相続財産を整理する上で、譲受人との話しがまとまったものであります。

以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長

議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお聞きしたいと思います。崎田委員、お願いします。

9 番

9 番 崎田です。この土地は、西九州自動車道から今福～上志佐停車場線に繋がる県道の所です。譲受人の土地が県道の拡幅のために無くなるということで、代替え地を兼ねたものとして購入するということでした。そういうことなので、問題はないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。地元委員さんからも、問題はないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からのご意見をうかがいたいと思います。この案件につきまして、何か、ご意見等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

よろしいでしょうか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、申請どおり許可するものといたします。

次に、議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、事件番号 1 番について申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

現地の位置図を議案の 32 ページ・33 ページ、字図を 34 ページに添付しております。申請人は、記載のとおりです。申請地は、鷹島町原免で、畑の 1,095 m<sup>2</sup>です。農地の区分は、申請地が 10 h a 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから、第 2 種農地地区となります。転用の目的は、農機具等を収容する倉庫及び作業場所並びに牛の餌である W C S ロール の保管場所として転用するものであります。土地利用配置図は議案の 35 ページ、平面図、立面図は 36 ページに添付しております。土地造成計画は特になく、現状のまま利用する計画であります。排水計画は、自然流下となっております。水の流れは農地の南側から北側に向かって流れるようになっております。傾斜自体は緩やかで今年 8 月の豪雨時にも特に土砂の流出、崩れ等が見受けられなかった箇所でもあります。資金計画につきましては全額自己資金となっております。申請人は牛 150 頭を飼っておられる酪農家であり、申請地は自宅から牛舎までの中間に位置する箇所でもあることから、畜産の生産性向上を図ることを目的として転用を考えておられます。

以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。ご審議、よろしく願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。まず、地元委員さんのご意見をお願いいたします。

推進委員 推進委員の北川です。今、事務局からの説明のとおり、鷹島町でも有名な肉用牛の経営農家です。農機具等も増え、今のものでは手狭になっておられます。今回申請が出ている場所は、自宅からも牛舎からもちょうど 200 メートルほどの所にあります。適切な場所ではないだろうかと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。現地確認に行かれた委員さんのご意見もお聞きしたいと思います。

15 番 15 番 松永です。事務局と確認に行った結果ですが、特に問題ないと判断いたしました。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地に行かれた委員さんからも、転用については問題ないというご意見でございました。ここで、皆様方からのご意見をうかがいたいと思います。この件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

( 意見等なし )

何かございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 事件番号 1 番について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

申請人で譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。転用の目的は、介護施設用地としての転用であります。この案件につきましては、今月 20 日の現地調査の折、雨水等の排水処理について、委員の方からご指摘があり、25 日（水）に譲渡人と事務局、市の関係部署と本庁にて協議を行いました。その結果、譲渡人の方から排水処理について、精査したいため、時間をいただきたいとの申し出がありましたので、今回議案として挙げておりますが、保留とさせていただきます。

続きまして、事件番号 2 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 32 ページ及び 41 ページに添付しております。字図は 42 ページに、配置図は議案の 43 ページ、44 ページに、立面図は議案の 45 ページに添付しております。申請地は、調川町上免の 5 筆計 2,613 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設であり、低圧電力です。なお、売電価格は、1 キロワット当り 21 円であります。排水計画は自然流下です。大きさについては記載のとおりであります。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。

以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。今回 5 条 1 件のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。まずは、転用について問題が無いか地元委員さんにお聞きしたいと思います。

2 番 2 番 吉永です。9 月 20 日に現地確認をいたしました。ここは、昔は畑だったようですが、今は竹林となっております。猪の住処にもなっております。こういう開発をすることによって、獣害対策もできるのではないかなと思います。地形的には本人の土地が周りを囲んでいるような状態でありまして、他の農地には影響は無いものと思います。そういうことで、特に問題はないだろうと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。現地確認に行かれた委員さんからも、お話をお聞きしたいと思います。

- 15 番 15 番 松永です。事務局、地元委員さんの説明のとおりで、問題ないと判断いたしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんから、転用については特に問題ないというご意見がございました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。事件番号 1 に関しましては、申請人の申出により保留とさせていただきます。事件番号 2 に関しまして、何かご意見等はございませんか。
- 推進委員 推進委員の早坂です。こちらの排水溝で、十分な処理ができるのでしょうか。
- 事務局 ひとつの申請で 2 か所あります。字図を見ていただくと分かりますが、1 か所目は用悪水路に、2 か所目は地下浸透になります。2 か所目が、地下に浸透するタイプ U 字溝と各ますの横に穴があいていて一時的にそこに雨を溜めていて地下浸透に持っていくという構造の水路とますになっています。個々の部分だけで考えるような形になると思います。側溝に関しても定期的に清掃するという話を聞いております。通常の雨水であれば処理できるのではないかと考えております。また、周辺の方にも同意を得られているということ、地元委員さんからうかがっているところであります。
- 議 長 吉永委員にお尋ねします。浸透式は徐々にしか浸透しないと思うので大雨の時は溢れてくると思います。そうなると、周りに影響するのではないかと思うのですが、周辺の土地は、山ということで影響は無いですか。
- 2 番 2 番 吉永です。本人の所なので、他には影響はありません。
- 議 長 地元委員さんからも、影響は無いということでございました。この案件について、ほかにご意見等はございませんか。
- ( 意見等なし )
- ご意見もないようでございますので、申請どおり進達することに異議はございませんか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、許可相当と意見を付して進達するものといたします。
- 次に、議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
- 事務局 総会資料 6 ページをご覧ください。議案第 56 号 農用地利用集積計画



の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 9 月 30 日としております。7 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8 ページに賃貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、議案第 56 号は、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は計画どおり決定することといたします。

次に、議案第 57 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。こちらは、委員さん関係分ですので関係委員は退席をお願いいたします。

( 関係委員 退席 )

事務局 総会資料 13 ページをご覧ください。議案第 57 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。こちらは委員さん関係分になります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 9 月 30 日としております。14 ページに賃貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しております。

議 長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は計画どおり決定することといたします。

( 関係委員 着席 )

次に、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局

総会資料の 17 ページをご覧ください。議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。18 ページをご覧ください。公社が A 氏から借受けた農地 2 筆を B に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。22 ページに B 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は計画どおりで問題なしとの意見を提出いたします。

次に、議案第 59 号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。こちらは、委員さん関係分ですので関係委員は退席をお願いいたします。

( 関係委員 退席 )

事務局

資料の 23 ページをご覧ください。議案第 59 号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。こちらは委員さん関係分になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。24 ページをご覧ください。公社が C 氏から借受けた農地を法人 D に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。28 ページに法人 D の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は計画どおりで問題ないという意見書を提出いたします。

( 関係委員 着席 )

次に、議案第 60 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 議案第 60 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。30 ページをお開き下さい。それでは、最初の案件について、ご説明致します。御厨町田代免の E 氏からの申し出によるものです。対象地は、志佐町横辺田免、地目は畑の 3 筆であります。1 番目、2 番目はスライドでご覧頂いているとおり、雑木が生い茂り、農地性は認め難く農地への復旧は難しい状況であり、現地確認の結果と致しましては、「可」が妥当だと判断しておるところであります。次に 3 番目についてですが、申出人の父がご存命の頃に植えられたみかんが現在は、雑木、竹が入り混じった状況でありました。みかん畑は果樹としての取扱いとなり、現地確認の結果と致しましては、「否」が妥当だと判断しておるところであります。

以上 1 件 3 筆について、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員の鈴立委員からご意見をお願いします。

推進委員 推進委員の鈴立です。今、事務局から説明があったように、1 番、2 番は雑木が生い茂りテラーも入らないところなので耕作は不可能で、農地へ戻すことは困難だと思いました。

議長 3 番についてはいかがでしょうか。

推進委員 推進委員の鈴立です。みかんの木が植えてありましたので、「否」だと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんのご意見としても、1 番 2 番は「可」であるけれども、3 番は「否」ではないかということでした。

ここで、質疑を受けたいと思います。この案件に関しましてご意見等はありませんか。

6 番 6 番 大川内です。みかん畑が、917 平方メートルあるということですが、その広さあるのでしょうか。

事務局 写真の撮り方が良くないのですが、みかんの木が 15～6 本植えてあり、その奥に雑木が生えている状況です。

議 長 少し分かりにくい部分もありましたが、1 番 2 番は申出のとおり「可」として、3 番については「否」ということで処理をしてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 議案第 60 号は、1、2 については農地に該当しないということで非農地通知を交付するものとしたします。3 番については「否」といたします。  
次に、議案第 61 号 令和元年度農業臨時雇い標準賃金等の変更についてを議題といたします。

事務局 31 ページをご覧ください。議案第 61 号 令和元年度農業臨時雇い標準賃金等の変更についてご説明いたします。令和元年度における農業臨時雇い標準賃金等について、下記のとおり変更し、意見を公表するものでございます。

今回の変更は、1. 農業臨時雇い標準賃金の日額、作業別全て同じで 1 時間、770 円を 790 円に引き上げるものでございます。引き上げの理由としましては、長崎県の最低賃金が 10 月 3 日から 1 時間当たり 762 円から 790 円に引き上げられることに伴い、改定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 議案の説明が終わりました。長崎県の最低賃金が 10 月 3 日から引き上げられるということで、松浦市といたしましても、長崎県の最低賃金を下回ることができません、この総会で改定しておかなければならないと思います。この件に関しまして、何かご意見等はございませんか。

( 意見等なし )

今年は、790 円ということで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 議案第 61 号は、原案どおり設定することといたします。  
以上を持ちまして、付議事項全てを終わりました。ここで、休会とします。

( 再開 )

それでは、協議事項に入ります。

事務局

それでは、先ほどお話したとおり、農業者年金の加入推進の状況確認をさせていただきます。

( 委員それぞれの推進状況を確認 )

議長

私も、農業者年金については大変良い制度と思っています。委員の皆様からも、是非お勧めをしていただき制度の良さをお伝えいただければと思います。

以上で、こちらで用意しておりました議案は終了しましたが、皆様方で、総括して質疑等はございませんか。

無いようでしたら、次の予定をお伝えして、これで終わりたいと思います。次回の開催予定日は、10月25日(金)13時30分からです。場所につきましては、水軍まつりの関係でこちらの市民ホールが使えませんが、きらきら21で行います。駐車場は松浦市役所の駐車場が使えます。

以上で、9月の定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15時30分

上記のとおり議事録を作成し、これを証明する。

令和元年9月27日

議長

署名人

署名人